

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活は ほぼ自立しており独力で外出する 1、 交通機関等を利用して外出する 2、 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は 概ね自立しているが、介助なしには 外出しない 1、 介助により外出し、日中は ほとんどベッドから離れて生活する 2、 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は 何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1、 車いすに移乗し、食事、排泄は ベッドから離れて行う 2、 介助により車いすに移乗する
	ランク C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1、 自力で寝返りをうつ 2、 自力では 寝返りも出来ない

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項及び 提供されるサービスの例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は 家庭内及び社会的にはほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。 相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
II	日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは 困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等	
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たような行動や意思疎通の困難さがランク II より重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には 決められないが、一時も目を離せない状態ではない。 在宅生活が基本であるが、一人暮らしは 困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ	
IV	日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動は ランク III と同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または 特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは 重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランク I ～ IV と判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要な状態である。 専門医療機関を受診するように勧める必要がある。